

令和8年4月1日付教職員人事異動基準

- 1 時代の変化に即応して人事の刷新適正を図り、本県教育の一層の充実・発展を期する。
- 2 勤務実績と合わせ、年齢・性別・資格・職歴等を総合的に考慮のうえ、全県的な立場から適材適所の配置を行い、組織の充実強化と均衡を図る。
 - (1) 校長、教頭
その職責の重要性に鑑み、公正かつ厳正な任用試験を行うとともに、へき地、過疎過密地域等における勤務や社会教育等、多様な教職経験とその実績を重視して選考し、管理能力とリーダー性の高い有能な人材を任用する。
なお、配置に当たっては、地域間格差が生じないよう広域人事配置を推進するとともに、特に女性の管理職が能力を十分に発揮できるようワーク・ライフ・バランスの確保に努める。
 - (2) 事務長、事務係長
人格、専門的知識や実績、管理能力やリーダー性を重視して任用する。管理監督職勤務上限年齢に達する事務長については、事務係長等に任用する。
なお、その配置に当たっては、事務の共同実施地域や地域の中核となる学校に配置する。
 - (3) 事務主幹
管理監督職勤務上限年齢に達する教育事務所次長、総合教育センター総務課長及び財務指導監から任用する。
なお、その配置に当たっては、職員が培ってきた多様かつ専門的な知識や経験が、公務内で積極的に活用できるよう留意する。
 - (4) 主幹教諭
学校運営に関する意識の高いミドルリーダーの中から、多様な教職経験と実績を重視して選考し、組織的な教育活動の推進に資する人材を任用する。
なお、その配置に当たっては、学校の組織運営体制の強化や指導体制の充実が図られるよう留意する。
 - (5) 指導教諭
管理監督職勤務上限年齢に達する校長及び教頭から任用する。
なお、その配置に当たっては、学校の教育指導の改善及び充実が図られるよう留意する。
 - (6) 新任教職員
教職員の採用については、教職員としてふさわしい資質・能力はもとより、教員については、加点制度や現職教員特別選考により、有用な資格や特技を兼ね備えた多様な経験を有する優れた人材を幅広く採用する。
なお、その配置に当たっては、資格、特技及び経験等が発揮されるよう、また、指導教員の適切な指導が受けられるよう留意する。
 - (7) 暫定再任用教職員、定年前再任用短時間勤務教職員
在職中の勤務実績等に基づき選考し、意欲と能力のある人材を積極的に任用する。
なお、その配置に当たっては、教職員が培ってきた多様かつ専門的な知識や経験が、公務内で積極的に活用できるよう留意する。
 - (8) その他の留意事項
 - 学校の実情に応じた適正な教職員数の配置によって、組織の強化を図る。
 - 勤務経験を公平かつ偏らないようにするとともに、資質能力の向上を目指して、多様な地域や規模・形態の学校を経験するよう、積極的に交流を進める。
 - ・ 小中学校においては、市町間の交流及び管外交流に努める。
 - ・ 高等学校においては、全日制・定時制・通信制課程の適材交流に努める。
 - ・ 中等教育学校においては、中学校・高等学校での職歴等を考慮のうえ、効果的で適正な配置に努める。
 - ・ 特別支援学校においては、小学校・中学校・高等学校での職歴等を考慮のうえ、効果的で適正な配置に努める。
 - 同一校又は同一市町における在職年数が長期間にわたらぬよう実情に応じて異動させ、本人の心機一転を図るとともに人事の刷新に努める。
 - 校長の教職員配置希望制度などにより特色ある学校づくりに資する人材の配置に留意する。
 - 養護教諭及び栄養教諭の配置については、幅広い経験を通じて、児童・生徒の成長過程を見通した知識や技術を習得できるよう、各校種間の異動を行う。
また、学校事務職員については、課長級昇任候補者選考試験を行い有能な人材を指導的ポストに登用するとともに、多様な経験を通してより一層資質能力の向上を図るため、教育委員会事務局及び教育事務所等と学校現場間、各校種間の異動を積極的に進める。
- 3 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨を踏まえ、同一市町内の異動については、市町教育委員会の意向に配慮する。

人事異動基準新旧対照表

改　正　後	改　正　前
令和 <u>8</u> 年4月1日付教職員人事異動基準	令和 <u>7</u> 年4月1日付教職員人事異動基準
(8) その他の留意事項 勤務経験を公平かつ偏らないようにするとともに、資質能力の向上を目指して、多様な地域や規模・形態の学校を経験するよう、積極的に交流を進める。 ・ 小中学校においては、市町間の交流及び管外交流に努める。	(8) その他の留意事項 勤務経験を公平かつ偏らないようにするとともに、資質能力の向上を目指して、多様な地域や規模・形態の学校を経験するよう、積極的に交流を進める。 ・ 小中学校においては、市町間の交流_____ _____に努める。
○ <u>養護教諭及び栄養教諭の配置については、幅広い経験を通じて、児童・生徒の成長過程を見通した知識や技術を習得できるよう、各校種間の異動を行う。</u> <u>また、学校事務職員については、課長級昇任候補者選考試験を行い有能な人材を指導的ポストに登用するとともに、多様な経験を通してより一層資質能力の向上を図るため、教育委員会事務局及び教育事務所等と学校現場間、各校種間の異動を積極的に進める。</u>	○ _____ _____ _____ _____ 特に <u>学校事務職員については、課長級昇任候補者選考試験を行い有能な人材を指導的ポストに登用するとともに、多様な経験を通して、より一層資質能力の向上を図るため、教育委員会事務局及び教育事務所等と学校現場間、各校種間の異動を積極的に進める。</u>